

国土審議会政策部会国土政策検討委員会
地域戦略検討グループ（第4回） 議事概要

1. 日時

平成22年12月1日（水） 15:00～17:00

2. 場所

中央合同庁舎3号館 4階特別会議室

3. 出席委員（五十音順）

岩崎美紀子委員、大川陸治委員、奥野信宏委員長、辻塚也委員、戸田敏行委員、根本祐二委員、橋田紘一委員

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 議題

【報告素案について】

- 広域性、官民連携を必要とする背景は、（人口減少、少子高齢化ではなく）グローバル化である。グローバル化で地域間競争が地球規模で行われている時代に、未だに狭い地域の論理でしか動いていない。そのため、グローバリゼーションから繋げて記述すべきである。
- 2. について、事例紹介に終止している。現状の問題点、将来のビジョン、実現するためにすべきことについて整理すべきであり、それにより新しい制度の必要性が論じやすくなる。

- 官民連携組織のあり方について、（広域連合等の）既存の組織とは違うことを簡潔に記載すべきであり、屋上屋と言われることは避けなければならない。
- 構成員が多様ということは行動規範が異なるということなので、一緒にするには共通の目標を共有することが必要。国は官民連携組織の基本的な考え方について、1本筋を通しておく必要がある。
- 多様な官民連携組織のイメージを「シンクのみをやるもの」と「ドゥまでかかわるもの」の2パターンに分けて例示すべき。「ドゥまでかかわるもの」として、ドゥを既存の制度に基づく協議体が担うのか、新しい制度による組織が担うのかで仕組みが変わるので、しっかりと整理をすべき。
- ドゥの程度について、官民連携組織を信頼して行動した第三者が、官民連携組織が約束を反故にしたことによって不利益を受けることを防ぐ必要がある。これをどのように担保するのかをある程度明記しないと官民連携組織が信頼されないのではないか。
- 組織の初期段階で最低限備えるべき要件（認定にあたっての要件）について整理することが必要。
- 組織にはいくつかの段階がある。メンバーが多様であるからこそ、まずは集まって話し合うことから始まるのであり、それが会議体となって、組織になる。組織の進化の過程を認識する必要がある。
- 多様な主体が入ることで活動範囲は広がるが、各構成員に責任を持たせることが必要。また、戦略の立て方によって構成員の責任の負い方が決まるので、戦略策定のプロセスにも留意すべき。
- 「目的の共有や利害等の調整を行う」（6頁36行目）、「実施のための推進力を有した方が望ましい」

(8頁8行目) ことまで記載しなければ意味がないと思っているが、具体的な手法が整理できていない現状では踏み込みすぎの記載ではないか。

- 国と民間が対等というのは難しい。国が方針策定し、地域が戦略策定した上、それに基づき国が基盤整備というように、国の軸が強く感じる。ただ、3セクのように5：5では総無責任体制になる弊害があるので、軸は必要だと理解しているがそれが強く出過ぎるのはどうか。国と各組織が共通な目標を形成していけるように、協議をするような仕組みが必要ではないか。
- 国と地方が対等なパートナーというのは画期的な考え方であり、国の財政状況が厳しい中、地方もしくは民間が主体となって取り組むことが期待されていると理解している。国に対しては活動を行う上で障害となる規制の緩和を期待している。
- 「正当性」は対象地域の構成地方公共団体を必ず含むという形式要件（必要条件）、「将来性」はビジョンを実現する能力があるか（十分条件）という整理ではないか。
- 権限をもつ組織にするために、通常は選挙等の手続きを経ているので、国が官民連携組織の正当性を判断するのは、地域主権の考えとちがうのではないか。国が行うのはあくまで国として関与する範囲に限るべきであり、正当性自身は国が判断すべきことではないのではないか。
- 「地域づくり」という表現について、もう少し「広域」のイメージに合う表現にしたほうがよい。全体を通しての言葉の精査をするべきである。
- 官民連携組織のガバナンスができなくなった時（構成員同士の利害対立、構成員以外との調整）、国が調整の場を提供し、積極的に仲介することは官民連携組織にとってインセンティブになる。
- 認定当初と状況が変化した官民連携組織への対応として、①計画しかつくりたくないものは一定の期間限定で認定をする、②事業を実施している場合は、新しい官民連携組織だけで実施しているか、既存の制度に基づく協議体を実施しているのかで条件が変わる。実施（ドゥ）段階での整理が必要。
- 国等の「等」との関連において、組織外の機関（例えば県）との調整への助言はメリットになる。
- 国等の「等」に、国と密接に関わりのある独立行政法人等が入るのは自然だが、国が官民連携組織を認定するというスキームで、構成員以外の地方公共団体が厳密な意味で応答義務を負うかというとならないのではないか。組織の構成員に加わる・加わらないといったこじれた状況が想定される中で、この応答義務のあり方はむずかしいところがある。「等」についてどこまで入るかは現時点では記載していないが、引き続き法制度の課題で整理する必要がある。
- 構造改革特区や社会実験の実施等、国に対する要望を出す手段が増えてきた中で、「応答義務付き提案権の付与」が多くの団体にとって魅力的なものとして伝わるような工夫が必要。
- 社会資本総合交付金に関する記述など、財政的な支援についての記述がもう少しできないか。

(3) 閉会

(速報のため、事後修正の可能性がります。)